

第五十七号議案

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種とし」を「九種とし、」に改める。

別表中「五二四、〇〇〇円」を「五三〇、〇〇〇円」に、「四三〇、〇〇〇円」を「四三五、〇〇〇円」に、「二六、三〇〇円」を「二六、六〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例第五条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に  
出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都選挙管理委員及び東京都選挙管理委員補充員の報酬の額を改定するほか、費用弁償に係る規定を改める必要がある。